

< 金価格連動型上場投資信託 >
金価格連動型投信

追加型投信 内外 その他資産(商品) ETF インデックス型

【投資信託説明書（請求目論見書）】

(2017年 9月29日)

この目論見書により行なう金価格連動型上場投資信託の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成29年 9月28日に関東財務局長に提出しており、平成29年 9月29日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	: 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	: CEO兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	: 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【縦覧に供する場所】	: 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行(売出)価額の総額】	3
(4)【発行(売出)価格】	3
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	5
(9)【払込期日】	5
(10)【払込取扱場所】	5
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	7
第1【ファンドの状況】	7
1【ファンドの性格】	7
2【投資方針】	13
3【投資リスク】	17
4【手数料等及び税金】	21
5【運用状況】	24
第2【管理及び運営】	28
1【申込(販売)手続等】	28
2【換金(解約)手続等】	29
3【資産管理等の概要】	32
4【受益者の権利等】	36
第3【ファンドの経理状況】	39
1【財務諸表】	41
2【ファンドの現況】	44
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	45
第三部【委託会社等の情報】	47
第1【委託会社等の概況】	47
1【委託会社等の概況】	47
2【事業の内容及び営業の概況】	49
3【委託会社等の経理状況】	50
4【利害関係人との取引制限】	83
5【その他】	83
約款	84

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

金価格連動型上場投資信託

(以下「ファンド」といいます。なお、「金価格連動型上場投信」、「金価格連動型投信」、「金価格連動型ETF」、「金価格連動上場投信」、「金価格連動投信」、「金価格連動ETF」、「金連動上場投信」、「金連動投信」、「金連動ETF」、「ゴールド連動上場投信」、「ゴールド連動投信」、「ゴールド連動ETF」、「ゴールド・リンク上場投信」、「ゴールド・リンク投信」、「ゴールド・リンクETF」または「GOLD LINK ETF」(以下「別称」と総称します。)と称する場合があります。また、ファンドの名称(別称を含みます。)の前に「NEXT FUNDS」または「ネクスト・ファンズ」の文言を付記する場合があります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り、2,548円とします。

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

2兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額に100.6%の率を乗じた価額(以下「販売基準価額」といいます。)とします。

なお、取得申込受付日の前営業日の午後3時までには委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した額をいいます。なお、ファンドにおいては1口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

販売基準価額(取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額に100.6%の率を乗じた価額)に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

取得申込日の前営業日の基準価額に乗じて得た額が8億円以上となる1口単位かつ最小の口数以上

(7)【申込期間】

平成29年9月29日から平成30年9月27日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

なお、委託者は、次の期日または期間(以下「申込不可日」という場合があります。)における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、申込不可日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される申込不可日における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。

1. 取得申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
次の条件のいずれかに該当する日をいいます。(以下同じ。)
 - ・ロンドンの金市場の休日(半休日を含みます。)
 - ・ロンドン、ニューヨークのいずれかの休日(銀行の通常の営業日以外の日)
2. 取得申込日当日が、「日本の営業日でない日かつ、別に定める海外の休日でない日」の前営業日となる場合の当該申込日
3. 信託財産が組み入れた対象指標に連動した投資成果を目的に発行された有価証券の償還や、信託財産が組み入れる対象指標に連動した投資成果を目的に発行される有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの
4. ファンドの計算期間終了日(毎年7月8日)の前々営業日および前営業日
5. 上記1～4のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)
< 受付時間 > 営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9)【払込期日】

投資者は、販売会社の指定する日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとし、なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を經由して、三菱UFJ信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)
< 受付時間 > 営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

クローズド期間

信託期間中の一部解約はできません。

一定口数の受益権を有する受益者は、その有する受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券と交換することができます。詳しくは「第二部 ファンド情報 第 2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等 (b)受益権と信託財産に属する有価証券との交換」をご参照ください。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、交換有価証券等は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって交付されます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、交換、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、対象指標（対象指標の算出の基礎となる金価格で、当該対象指標と表示通貨を同一にすることで当該対象指標との連動性を有するものを含みます。）に連動する投資成果を目的として発行された有価証券のみに投資を行ない、対象指標に連動する投資成果を目指す追加型株式投資信託です。

対象指標とは、

1g（1グラム）当りの円表示の金価格

対象指標は、第1号のロンドンにおけるロンドン渡しの金価格に第2号の円換算為替レートを乗じて得た額を第3号の質量の定義に基づいて1g（1グラム）当りの価格に換算して算出します。

1. 「ロンドンにおけるロンドン渡し金価格」とは、ICE ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（ICE Benchmark Administration Limited）が、LBMA 金価格午後（LBMA Gold Price PM）として公表する、1トロイオンス当りの米ドル建ての金価格をいいます。
2. 「円換算為替レート」は、原則として、第1号の価格公表日と同日付のWMロイター（WM/Reuters）が発表するロンドン時間午後4時のスポット・レートの仲値を用います。ただし、当該レートが発表されない場合、委託者が同等ないしは適切と判断する為替レートをを用いることができます。
3. 「質量の定義」は、計量単位令（平成4年11月18日政令第357号）に定める定義によるものとします（1トロイオンス=31.1035グラム）。

LBMA 金価格午後（LBMA Gold Price PM）について

金価格連動型上場投資信託は、その全部もしくは一部について、プレシャス・メタル・プライス・リミテッド（Precious Metals Prices Limited）が権利を保有し、LBMA 金価格（LBMA Gold Price）の管理者、運営者及び公表代理者として許諾を受けた ICE ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（ICE Benchmark Administration Limited）によって提供され、また、ICE ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドから再実施権の許諾を受けて野村アセットマネジメント株式会社が利用する LBMA 金価格午後（LBMA Gold Price PM）に基づいています。

ICE ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（ICE Benchmark Administration Limited）は、LBMA 金価格及び/又は LBMA 金価格が示す数値の使用により生じた結果について、いついかなる時においても、明示的にも暗示的にも、何ら保証するものではありません。ICE ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドは、金価格連動型上場投資信託での利用のための商品性や特定目的への適合性について、明示的にも暗示的にも、何ら保証するものではありません。

追加設定時には、設定後の信託財産が運用の基本方針に沿うよう、対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券を取得し、信託財産を組成します。

次の場合には、運用の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

- ア．対象指標の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
- イ．信託財産に属する有価証券の発行体の信用度が低下し、基準価額と対象指標の連動性が失われるおそれがある場合
- ウ．交換が行われた場合
- エ．その他基準価額と対象指標の連動性を維持するために必要な場合

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

投資者は、ファンドを金融商品取引所において時価により株式と同様に売買することができます。

信託金の限度額

ファンドの信託金限度額は、2兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

受益権を上場します。

有価証券の組入比率を高位に維持するために、現金による解約は行なえないこととしていることからこれに代わる換金手段として、取引所により流通市場を提供するものです。

金融商品取引所での売買

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は10口以上10口単位です。

手数料は申込みの販売会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

追加設定は一定口数以上の申込みでないと行なうことはできません。

対象指標に連動する投資成果という目的の支障とならないようにするために、追加設定をポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

一定口数以上の受益権を有する投資家は、それに相当する信託財産中の有価証券ポートフォリオと交換することができます。

基準価額と取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(金価格連動型上場投資信託)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MRF	特殊型
	内外	不動産投信	ETF	
		その他資産 (商品)		
		資産複合		

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般	年2回	日本		日経225
大型株	年4回	北米	あり ()	
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		
債券	年12回 (毎月)	アジア		TOPIX
一般	日々	オセアニア		
公債	その他 ()	中南米	なし	その他 (1g(1グラム)当りの 円表示の金価格)
社債		アフリカ		
その他債券 クレジット属性 (高格付債)		中近東 (中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産 ()				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、1g(1グラム)当りの円表示の金価格に連動する投資成果を目的として発行された有価証券を主要投資対象とします。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(債券)と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(その他資産(商品))とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成22年7月1日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

(1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

(1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

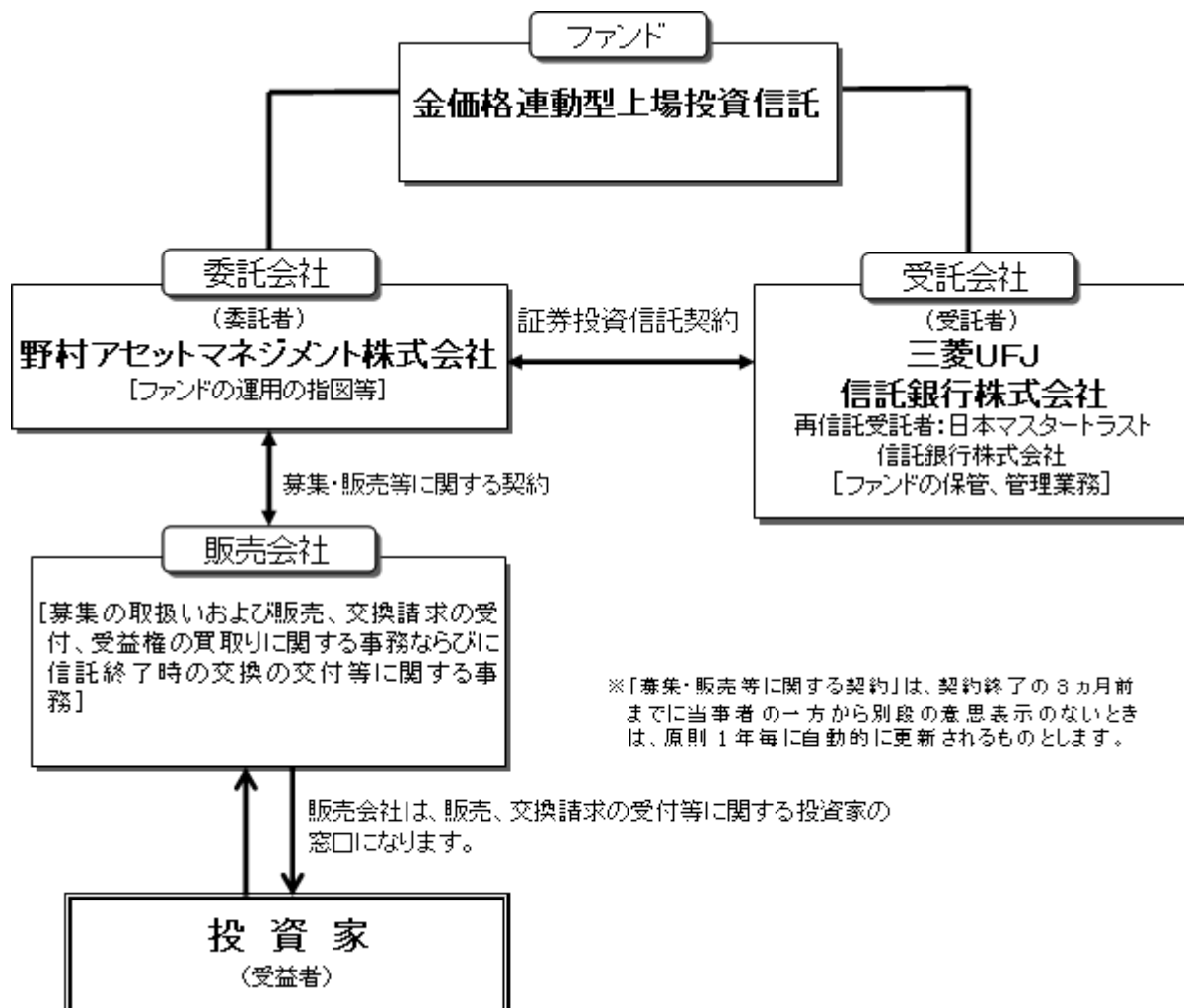
(1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

平成 19 年 8 月 2 日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
平成 19 年 8 月 10 日	受益証券を大阪証券取引所に上場
平成 25 年 7 月 16 日	取引所の統合により東京証券取引所に上場

(3)【ファンドの仕組み】



委託会社の概況(平成 29 年 8 月末現在)

- ・名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・本店の所在の場所
東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号

・ 資本金の額

17,180 百万円

・ 会社の沿革

昭和 34 年(1959 年)12 月 1 日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成 9 年(1997 年)10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村
アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成 12 年(2000 年)11 月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成 15 年(2003 年)6 月 27 日 委員会等設置会社へ移行

・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	5,150,693 株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

この信託は、対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券のみに投資を行ない、対象指標に連動する投資成果を目指します。

追加設定時には、設定後の信託財産が運用の基本方針に沿うよう、対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券を取得し、信託財産を組成します。

委託者が投資することを指図する公社債は、原則として A 格以上の格付けを有する信用度の高いものとします。(格付けのない場合には、委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。)

公社債への投資にあたっては、複数の発行体が発行する公社債に投資するよう努めます。ただし、この信託の純資産総額が少ない場合等には、複数の発行体が発行する公社債へは投資しない場合があります。

次の場合には、運用の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ア．対象指標の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合

イ．信託財産に属する有価証券の発行体の信用度が低下し、基準価額と対象指標の連動性が失われるおそれがある場合

ウ．交換が行われた場合

エ．その他基準価額と対象指標の連動性を維持するために必要な場合

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

対象指標（対象指標の算出の基礎となる金価格で、当該対象指標と表示通貨を同一にすることで当該対象指標との連動性を有するものを含まず。）に連動する投資成果を目的として発行された有価証券を投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類(約款第 24 条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲(約款第 25 条第 1 項)

委託者は、信託金を、次の有価証券のうち対象指標（対象指標の算出の基礎となる金価格で、当該対象指標と表示通貨を同一にすることで当該対象指標との連動性を有するものを含むものとします。）に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 社債券

2. 外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

4. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

なお、第 1 号および第 2 号の証券または証書を以下「公社債」といい、第 3 号および第 4 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第 25 条第 2 項)

委託者は、信託金を、上記「(1)投資方針」にしたがって上記 に規定する有価証券に投資するまでの間、次のものへの運用を指図することができます。

1. 預金

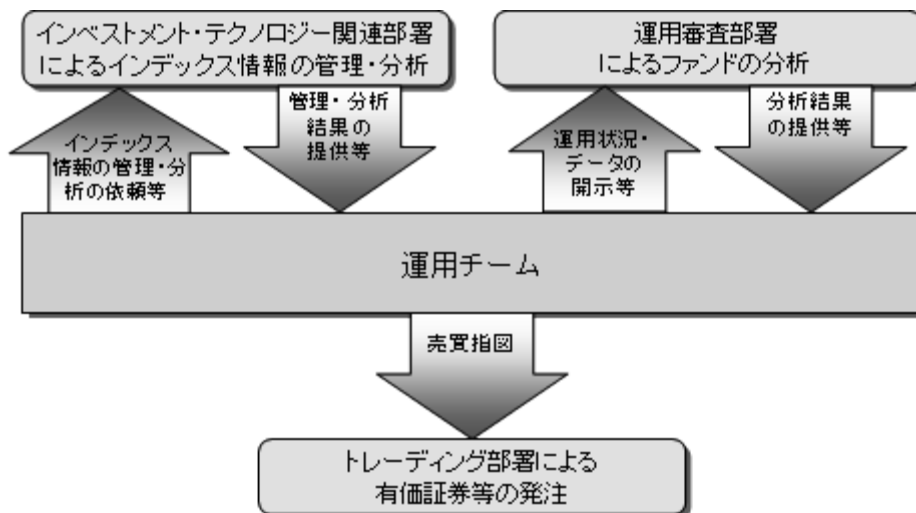
2. 指定金銭信託（信託法（平成 18 年法律第 108 号）に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）に表示されるべきものを除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

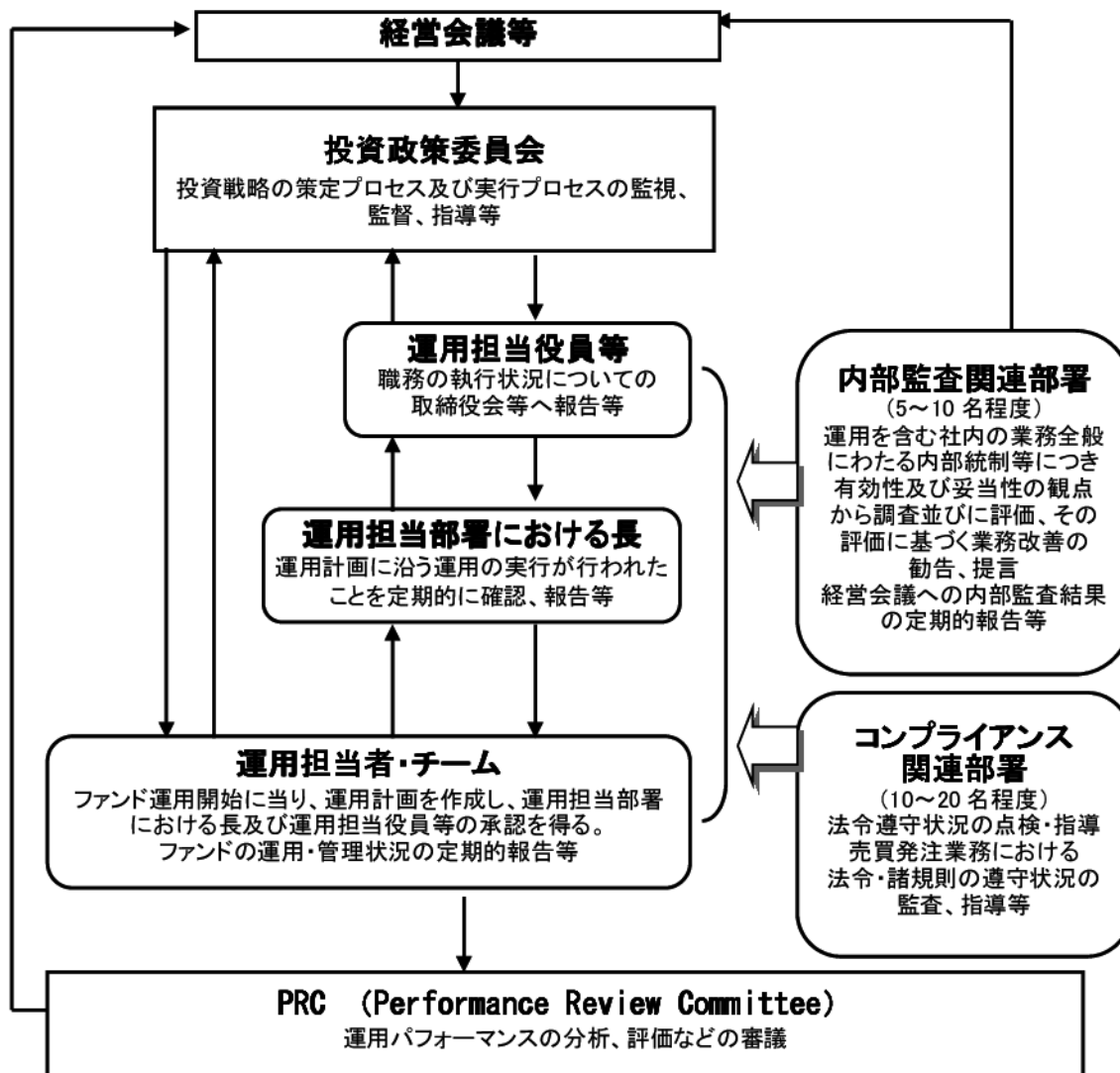
(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行ないません。

信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において経費を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

- 1 有価証券売買益、追加信託差益金、交換(解約)差益金
- 2 有価証券売買損、追加信託差損金、交換(解約)差損金

* 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(5)【投資制限】

株式への投資割合(約款第27条第1項第4号)

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資割合(約款第27条第1項第5号)

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券への投資割合(約款第27条第1項第6号)

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

公社債の貸付の指図および範囲(約款第29条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を下記()に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
- () 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第30条)
外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
外国為替予約の指図(約款第31条)
- ()委託者は、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ()委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[金価格の変動リスク]

ファンドは、対象指標である金価格に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(以下「金価格連動目的発行有価証券」という場合があります。)に投資を行ないますので、金価格の変動の影響を大きく受けます。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドが対象指標とする金価格、および金価格連動目的発行有価証券は、為替変動の影響を受けます。ファンドは、原則として為替変動リスクを軽減させるための為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

金価格と基準価額の主な乖離要因

ファンドは、金価格連動目的発行有価証券を原則として高水準に組み入れて運用し、基準価額が対象指標である金価格と高位に連動することを目指しますが、主として次のような要因があるため、対象指標である金価格と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

金価格連動目的発行有価証券の売買単位未満の金銭を保有するなどの影響で組入比率が必ずしも100%とはならないこと

資金の流入から実際に金価格連動目的発行有価証券を買い付けるためのタイミングのずれ

金価格連動目的発行有価証券の売買・評価価格と対象指標とのずれ（金価格連動目的発行有価証券の発行体の信用度が低下した場合等も含まれます。）

ポートフォリオ構成の調整や金価格連動目的発行有価証券が満期近くとなった場合の銘柄入れ替え時等における売買コストの負担があること

信託報酬等のコスト負担があること

金価格と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドの基準価額と金価格は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が金価格との連動または上回ることを保証するものではありません。

ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

「交換」によって受益者に交付または振替される金価格連動目的発行有価証券は、一般に上場されておらず、流動性・換金性に乏しい場合があります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

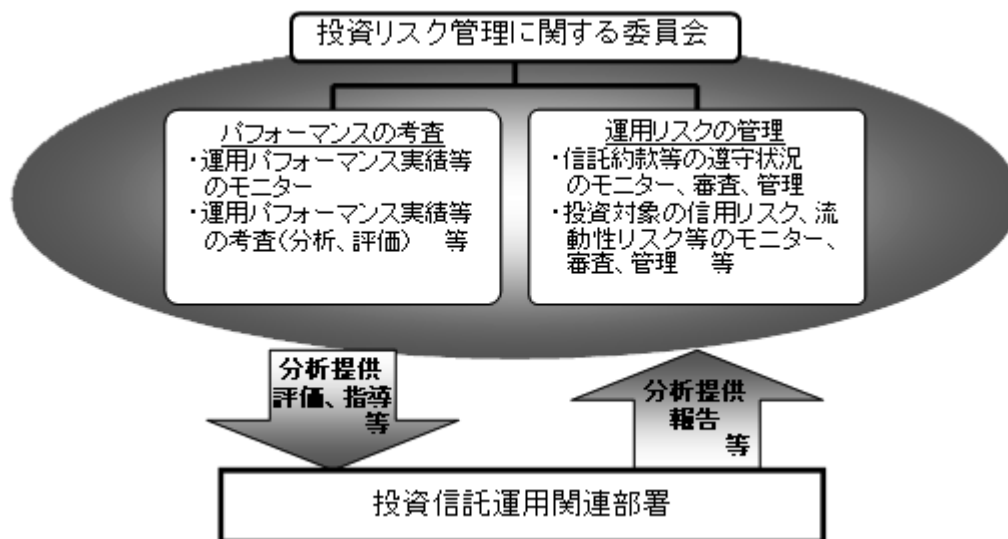
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



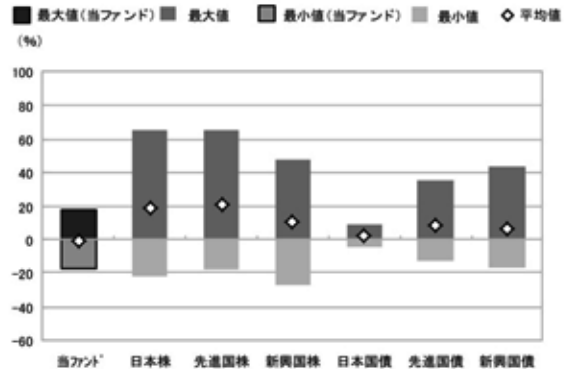
投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較

(2012年8月末～2017年7月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	18.3	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値(%)	△ 17.8	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値(%)	△ 0.6	18.6	20.8	10.8	2.6	9.1	6.5

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2012年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2012年8月から2017年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2012年8月から2017年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株:MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債:NOMURA-BPI国債
- 先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてはここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを保持したり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPMS, J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売基準価額（取得申込日の翌営業日（取得申込受付日）の基準価額に 100.6%の率を乗じた価額）に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。

(2)【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者が交換を行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

また、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

受益権の買取りは、「第 2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等 (c)受益権の買取り(買取請求制)の第 1 号、第 2 号」に該当する場合には限られます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

交換時手数料は、ファンドの交換に関する事務手続き等の対価として、交換時に頂戴するものです。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第 1 号により計算した額に、第 2 号により計算した額を加算して得た額とし、その配分については以下の通り（税抜）とします。

1. 信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 54（税抜年 10,000 分の 50）以内(平成 29 年 9 月 28 日現在 年 10,000 分の 54（税抜年 10,000 分の 50）)の率を乗じて得た額。

< 委託会社 >

年 10,000 分の 45

< 受託会社 >

年 10,000 分の 5

*上記配分は、平成 29 年 9 月 28 日現在の信託報酬率における配分です。

2. 公社債の貸付を行なった場合は、その品貸料の 54%（税抜 50%）以内の額とし、その配分については、委託会社と受託会社で折半とします。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払われます。

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4)【その他の手数料等】

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。なお、受益権の上場に係る費用および対象指標についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下、「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

平成 29 年 9 月 28 日現在、受益者の負担する商標使用料は、四半期毎に該当期間内の純資産総額の最大値の 0.0075%とします。ただし、その額が 5 万米ドル相当額を上回る場合は 5 万米ドル相当額とし、250 米ドル相当額を下回る場合は 250 米ドル相当額とします。

平成 29 年 9 月 28 日現在、受益権の上場に係る費用は以下の通りです。

- ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.0081%（税抜 0.0075%）。
- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大 0.0081%（税抜 0.0075%）。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間終了後の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

販売基準価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に 100.6%の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に 0.6%の率を乗じて得た額を 1 口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。

これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5)【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

受益権の売却時

売却時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により 20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税 5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

収益分配金の受取り時

分配金については、20.315%（国税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

受益権と有価証券との交換時

受益権と有価証券との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りません。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債 ^(注1) の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益 分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益 分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益権の売却時

受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

収益分配金の受取り時

分配金については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

受益権と有価証券との交換時

受益権と有価証券との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(平成29年7月末現在)が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成 29 年 7 月 31 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	イギリス	6,142,383,000	99.32
現金・預金・その他資産(負債控除後)		41,812,879	0.67
合計(純資産総額)		6,184,195,879	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	イギリス	社債券	G) UBS A G LOND N BRANC H	6,110,000,000	99.34	6,069,674,000	100.53	6,142,383,000	0	2018/5/10	99.32

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
社債券	99.32
合計	99.32

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成 29 年 7 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)	1口当たり純資産額(円)		金融商品取引所 取引価格(円)	
		(分配落)	(分配付)		(分配落)
第1計算期間 (2008年7月8日)	35,635	35,635	3,099.0000	3,099.0000	3,110
第2計算期間 (2009年7月8日)	25,375	25,375	2,706.0000	2,706.0000	2,645
第3計算期間 (2010年7月8日)	18,937	18,937	3,184.0000	3,184.0000	3,145
第4計算期間 (2011年7月8日)	12,669	12,669	3,753.0000	3,753.0000	3,670
第5計算期間 (2012年7月8日)	11,406	11,406	3,822.0000	3,822.0000	3,775
第6計算期間 (2013年7月8日)	7,451	7,451	3,589.0000	3,589.0000	3,530

第7計算期間	(2014年7月8日)	7,986	7,986	3,847.0000	3,847.0000	3,650
第8計算期間	(2015年7月8日)	6,464	6,464	3,951.0000	3,951.0000	3,910
第9計算期間	(2016年7月8日)	6,072	6,072	3,711.0000	3,711.0000	3,770
第10計算期間	(2017年7月8日)	6,111	6,111	3,735.0000	3,735.0000	3,650
	2016年7月末日	6,246		3,818.0000		3,655
	8月末日	6,017		3,678.0000		3,600
	9月末日	5,953		3,638.0000		3,615
	10月末日	5,965		3,646.0000		3,605
	11月末日	5,956		3,640.0000		3,595
	12月末日	5,934		3,627.0000		3,600
	2017年1月末日	6,039		3,691.0000		3,635
	2月末日	6,269		3,832.0000		3,665
	3月末日	6,146		3,756.0000		3,620
	4月末日	6,202		3,791.0000		3,655
	5月末日	6,183		3,779.0000		3,695
	6月末日	6,171		3,772.0000		3,680
	7月末日	6,184		3,780.0000		3,665

決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

金融商品取引所の統合により、2013年7月16日以降は大阪取引所（旧大阪証券取引所）から東京証券取引所に取引価格の取得先が変更になっております。

【分配の推移】

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2007年8月2日～2008年7月8日	0.0000円
第2計算期間	2008年7月9日～2009年7月8日	0.0000円
第3計算期間	2009年7月9日～2010年7月8日	0.0000円
第4計算期間	2010年7月9日～2011年7月8日	0.0000円
第5計算期間	2011年7月9日～2012年7月8日	0.0000円
第6計算期間	2012年7月9日～2013年7月8日	0.0000円
第7計算期間	2013年7月9日～2014年7月8日	0.0000円
第8計算期間	2014年7月9日～2015年7月8日	0.0000円
第9計算期間	2015年7月9日～2016年7月8日	0.0000円
第10計算期間	2016年7月9日～2017年7月8日	0.0000円

【収益率の推移】

	計算期間	収益率
第1計算期間	2007年8月2日～2008年7月8日	21.6%
第2計算期間	2008年7月9日～2009年7月8日	12.7%

第3計算期間	2009年7月9日～2010年7月8日	17.7%
第4計算期間	2010年7月9日～2011年7月8日	17.9%
第5計算期間	2011年7月9日～2012年7月8日	1.8%
第6計算期間	2012年7月9日～2013年7月8日	6.1%
第7計算期間	2013年7月9日～2014年7月8日	7.2%
第8計算期間	2014年7月9日～2015年7月8日	2.7%
第9計算期間	2015年7月9日～2016年7月8日	6.1%
第10計算期間	2016年7月9日～2017年7月8日	0.6%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2007年8月2日～2008年7月8日	11,500,000		11,500,000
第2計算期間	2008年7月9日～2009年7月8日		2,121,103	9,378,897
第3計算期間	2009年7月9日～2010年7月8日		3,432,092	5,946,805
第4計算期間	2010年7月9日～2011年7月8日		2,571,120	3,375,685
第5計算期間	2011年7月9日～2012年7月8日		390,820	2,984,865
第6計算期間	2012年7月9日～2013年7月8日		908,706	2,076,159
第7計算期間	2013年7月9日～2014年7月8日			2,076,159
第8計算期間	2014年7月9日～2015年7月8日		439,963	1,636,196
第9計算期間	2015年7月9日～2016年7月8日			1,636,196
第10計算期間	2016年7月9日～2017年7月8日			1,636,196

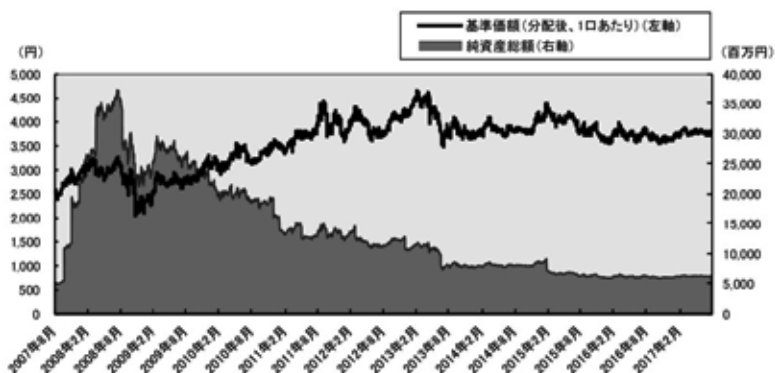
本邦外における設定及び解約の実績はありません。

解約口数は交換口数を表示しております。

運用実績 (2017年7月31日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次:設定来)



分配の推移

(1口あたり、課税前)

2017年7月	0 円
2016年7月	0 円
2015年7月	0 円
2014年7月	0 円
2013年7月	0 円
設定来累計	0 円

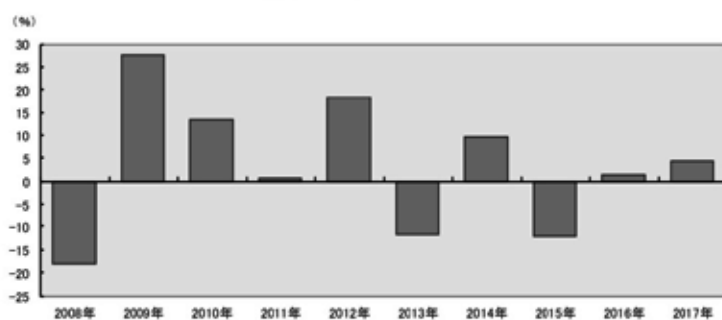
主要な資産の状況

銘柄別投資比率

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	G)UBS AG LONDON BRANCH	社債券	99.3

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2017年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付については、取得申込受付日の前営業日の午後 3 時まで委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

なお、委託者は、次の期日または期間(以下「申込不可日」という場合があります。)における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付を停止します。ただし、委託者は、申込不可日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される申込不可日における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付を行なうことができます。

1. 取得申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日 と同日付となる場合の当該申込日
次の条件のいずれかに該当する日をいいます。(以下同じ。)
 - ・ロンドンの金市場の休日(半休日を含みます。)
 - ・ロンドン、ニューヨークのいずれかの休日(銀行の通常の営業日以外の日)
2. 取得申込日当日が、「日本の営業日でない日かつ、別に定める海外の休日でない日」の前営業日となる場合の当該申込日
3. 信託財産が組み入れた対象指標に連動した投資成果を目的に発行された有価証券の償還や、信託財産が組み入れられる対象指標に連動した投資成果を目的に発行される有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの
4. ファンドの計算期間終了日(毎年7月8日)の前々営業日および前営業日
5. 上記1～4のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は取得申込日の前営業日の基準価額に乗じて得た額が 8 億円以上となる 1 口単位かつ最小の口数以上とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額に、100.6%の率を乗じて得た額(以下「販売基準価額」といいます。)とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

販売基準価額(取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額に、100.6%の率を乗じて得た額)に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。受託者は、追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとし、委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

(a) 信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中において一部解約の実行を請求することができません。

(b) 受益権と信託財産に属する有価証券との交換

(交換請求)

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、交換の請求を委託者が受付けた日の前営業日(以下「交換申込日」といいます。)までに、一定口数以上の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。なお、交換申込日の午後3時まで委託者に交換の連絡をして受理されたものを、交換の申込みとして取扱います。

委託者は、次の各号の期日または期間については、交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受けを行なうことができます。

1. 交換申込日当日から起算して8営業日目までの期間（日本の営業日でない日を除きます。）に、別に定める海外の休日と同日付となる日がある場合の当該申込日
次の条件のいずれかに該当する日をいいます。（以下同じ。）
 - ・ロンドンの金市場の休日（半休日を含みます。）
 - ・ロンドン、ニューヨークのいずれかの休日（銀行の通常の営業日以外の日）
2. 交換申込日当日から起算して8営業日目までの期間（日本の営業日でない日を除きます。）に、信託財産が組み入れた対象指標に連動する投資成果を目的に発行された有価証券の決済機関の非営業日と同日付となる日がある場合の当該申込日
3. 信託財産が組み入れた対象指標に連動する投資成果を目的に発行された有価証券の償還や、信託財産が組み入れる対象指標に連動する投資成果を目的に発行される有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの
4. 交換申込日の翌営業日の翌日から、当該交換申込日当日から起算して8営業日目の前日までの期間に、ファンドの計算期間終了日(毎年7月8日)がある場合の当該申込日

5. 上記1～4のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

なお、交換請求の受け付けを停止したときは、受益者は、当該受け付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受け付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受け付けたものとします。

交換における一定口数は、信託財産に属する有価証券について、当該信託財産に対する持分に相当するものが、当該有価証券の信託財産における構成比に相当する比率で当該各有価証券の最小売買単位以上の数をもって交換するために必要な口数を基礎として、委託者が別に定めるもの（以下「最小交換口数」といいます。）とし、交換申込日の前営業日の基準価額に乗じて得た額が8億円以上となる1口単位かつ最小の口数とします。

受益者が、交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。当該抹消に係る手続きおよび交換有価証券に係る交付または振替が行なわれた後に、振替機関は、当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。受託者は、委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび交換有価証券の振替日における抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものと取り扱います。

受益者が交換によって取得できる有価証券の数は、交換の請求を委託者が受け付けた日の基準価額（交換申込日の翌営業日の基準価額）に基づいて計算された数とし、各有価証券の売買単位の整数倍とします。

販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

(交換する受益権口数の確定)

委託者は、受益者が最小交換口数以上の振替受益権を委託者に提示して交換の請求を行ない、その請求を受け付けた場合には、受益者から提示された口数の受益権から受益者が取得できる各有価証券の数を計算し、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切上げます。以下「交換必要口数」といいます。）を確定します。

委託者は、受託者に対し、交換必要口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち売買単位の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。

受託者は、委託者の指図に従い、販売会社に対し、交換請求受付日から起算して7営業日目から信託財産に属する交換有価証券の交付または振替を行ないます。ただし、受託者が、交換請求受付日から起算して6営業日目までに振替受益権の抹消に係る手続きが行なわれたことを確認できなかった場合には、信託財産に属する交換有価証券の交付または振替を行なうことを中止し、当該手続きが行なわれたことの確認後、当該交換有価証券の交付または振替を行ないます。

販売会社は、受託者から交付または振替を受けた有価証券を、所定の手続きを経て受益者に速やかに交付または振替するものとします。

委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものと取り扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、交換の請求の受け付けを停止することおよびすでに受け付けた交換の請求の受け付けを取り消すことができます。

なお、交換請求の受け付けを停止したときは、受益者は、当該受け付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受け付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受け付けたものとして扱われます。

(注) 販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとして扱われます。当該抹消に係る手続きおよび交換有価証券に係る交付または振替が行なわれた後に、振替機関は、当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したのものとして取扱うこととし、受託者は、委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび交換有価証券の振替日における抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したのものとして取り扱われます。

受益証券をお手許で保有されている方は、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(c) 受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の3営業日前までとします。

- 1 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
- 2 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを中止すること、および既に受け付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとして、当該日の基準価額とします。

上記(a)、(b)及び(c)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては1口当りの価額で表示されます。

純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た金額の合計額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

- ・ 信託財産に属する有価証券（交換の実行に係る有価証券で、受益者に対し未交付または未振替のものを除く）の時価評価は、原則として、計算日における公表されている最終価格に基づき算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格により評価するものとします。
- ・ 外貨建資産の評価は、原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

<追加信託金について>

()追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に100.6%の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

()追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

<受益権と有価証券の交換の計理処理>

受益権と有価証券の交換にあっては、交換必要口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を交換(解約)差金として処理します。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成19年8月2日設定)。

(4)【計算期間】

毎年7月9日から翌年7月8日までとします。

なお、最終計算期間の終了日は、この信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

()委託者は、対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性または市場性が失われたとき、もしくは対象指標に継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、対象指標に代わる新たな対象となる指標を定めることができない場合、または、信託財産の一部を受益権と交換することにより、受益権の口数が80万口を下ることとなった場合、もしくは、この信託契約を終了することが受益者のため有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

()委託者は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記「(a)ファンドの繰上償還条項()」の信託契約の解約をしません。

()委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()上記()から()までの規定は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項()」に従い信託期間を終了させる場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(c) 信託約款の変更

()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- ()委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。
- ()委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記()から()までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記()の書面の交付を行わないことができます。

(d) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(e) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(c)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(f) 金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益権について、別に定める金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

(g) 信託財産の登記等および記載等の留保等

- ()信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ()上記()ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ()信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ()動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(h) 有価証券の売却等の指図

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(i) 再投資の指図

委託者は、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(j) 受託者による資金立替え

信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(k) 委託者の登録取消等に伴う取扱い

委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託約款に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命令したときは、この信託は、上記「(c)信託約款の変更()」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(l) 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

また、委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(m) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(c)信託約款の変更」にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(n) 受益権の分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(o) 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(p) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権および名義登録

(a) 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、受託者は、当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとしします。

受益者は、原則として、上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員(振替制度移行後は、口座管理機関であるものに限る。以下同じ。)を経由して行なうものとしします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができます。ただし、証券金融会社等は登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、毎計算期間の末日の翌日から 30 日間停止します。この場合、委託者は、予め公告を行なうものとしします。ただし、社振法関係法令等に基づき振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権(平成 20 年 1 月 4 日前は、株券等の保管および振替に関する法律関係法令等に基づき、保管振替機関に預託した受益証券)の名義登録の手続きは原則以下の通りとし、この信託の受益権の全てが振替受益権である場合には、原則として上記の公告を行ないません。

() 平成 20 年 1 月 4 日以降において、受益権は、会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。なお、平成 20 年 1 月 4 日前における受益証券は、会員の顧客口座簿に預託口数が記載されたときに、保管振替機関に預託されたものとみなされるものとし、当該受益証券の受益者は、当該顧客口座簿に記載された預託口数に応じた受益証券の占有者とみなされるものとしします。

() 会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記()の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出るものとしします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとしします。

() 会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記()の受益者の振替機関の定める事項を(当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとしします。

この信託契約締結当初および平成 20 年 1 月 4 日前の追加信託時の受益者については、登録を行なったうえで受益証券を交付し、平成 20 年 1 月 4 日以降の追加信託時の受益者については、登録を行なったうえで振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとしします。

収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとしします。なお、名義登録受益者があらかじめ預金口座を指定していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いの開始が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

また、上記の方式のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約を締結している場合は、収益分配金は当該契約にしたがい支払われるものとしします。

詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

(b) 受託者は、支払開始日から 5 年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとしします。

受託者は、販売会社または委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

信託終了時の交換等

委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の8営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する有価証券と引換えに交換するものとします。

交換は、販売会社の営業所において行なうものとします。

受益者が取得する各有価証券の数は、信託終了日の8営業日前の日の基準価額に基づいて計算された数とし、売買単位の整数倍とします。

販売会社は、受益者に交換を行なうとき、当該受益者から、受益者が取得する各有価証券につき、個別時価総額（（信託終了日における個別銘柄の公表されている最終価格に基づき算出した価格またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格。）に交換する数（額面あたりの評価値の場合は、当該額面で調整した数とします。）を乗じて得た金額をいいます。）に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

委託者は、信託終了日の7営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権を失効したのものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

上記にかかわらず、次の場合には信託終了日の基準価額をもとに販売会社はその受益権を買取することを原則とします。

1. 受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権または受益証券
2. 一定口数に満たない振替受益権または受益証券（取引所売買単位未満の振替受益権または受益証券を含みます。）

販売会社は、受益者に買取りを行なうとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

有価証券の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日（原則として信託終了日の前営業日）から、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して7営業日目から行ないます。

買取り代金の支払いは、信託終了日後40日以内の委託者の指定する日から販売会社の営業所において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において信託財産における交換の計上が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

また、受益証券を保有している受益者に対する買取り代金の支払いは、信託終了日後 40 日以内の委託者の指定する日から販売会社の営業所において、受益証券と引換えに行ないます。

受益者が、有価証券の交換について、交換開始日から 10 年間その交換の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

金価格連動型上場投資信託

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間(平成28年7月9日から平成29年7月8日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 8 月 10 日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている金価格連動型上場投資信託の平成 28 年 7 月 9 日から平成 29 年 7 月 8 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、金価格連動型上場投資信託の平成 29 年 7 月 8 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成28年7月8日現在)	第10期 (平成29年7月8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	65,926,121	58,405,173
社債券	6,023,340,000	6,069,674,000
流動資産合計	6,089,266,121	6,128,079,173
資産合計	6,089,266,121	6,128,079,173
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,631,125	1,650,449
未払委託者報酬	14,680,101	14,853,926
未払利息	100	162
その他未払費用	320,151	324,102
流動負債合計	16,631,477	16,828,639
負債合計	16,631,477	16,828,639
純資産の部		
元本等		
元本	4,169,027,408	4,169,027,408
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,903,607,236	1,942,223,126
元本等合計	6,072,634,644	6,111,250,534
純資産合計	6,072,634,644	6,111,250,534
負債純資産合計	6,089,266,121	6,128,079,173

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期 自 平成27年7月9日 至 平成28年7月8日	第10期 自 平成28年7月9日 至 平成29年7月8日
営業収益		
受取利息	16,007	-
有価証券売買等損益	360,179,000	72,111,000
その他収益	2,968,608	2,428,815
営業収益合計	357,194,385	74,539,815
営業費用		
支払利息	8,783	32,294
受託者報酬	3,306,024	3,280,902
委託者報酬	29,754,101	29,527,914
その他費用	1,738,396	3,082,815
営業費用合計	34,807,304	35,923,925
営業利益又は営業損失()	392,001,689	38,615,890
経常利益又は経常損失()	392,001,689	38,615,890

当期純利益又は当期純損失 ()	392,001,689	38,615,890
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額 ()	-	-
期首剰余金又は期首欠損金 ()	2,295,608,925	1,903,607,236
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	1,903,607,236	1,942,223,126

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成28年7月9日から平成29年7月8日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第9期 平成28年7月8日現在	第10期 平成29年7月8日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,636,196 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,636,196 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3,711 円	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3,735 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期 自平成27年7月9日 至平成28年7月8日	第10期 自平成28年7月9日 至平成29年7月8日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期配当等収益額</td> <td>A</td> <td>2,975,832 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>B</td> <td>652,776,567 円</td> </tr> <tr> <td>配当等収益合計額</td> <td>C=A+B</td> <td>649,800,735 円</td> </tr> <tr> <td>経費</td> <td>D</td> <td>34,798,521 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配可能額</td> <td>E=C-D</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>F</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>次期繰越金(分配準備積立金)</td> <td>G=E-F</td> <td>684,599,256 円</td> </tr> <tr> <td>口数</td> <td>H</td> <td>1,636,196 口</td> </tr> <tr> <td>1口当たり分配金</td> <td>I=F/H</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			当期配当等収益額	A	2,975,832 円	分配準備積立金	B	652,776,567 円	配当等収益合計額	C=A+B	649,800,735 円	経費	D	34,798,521 円	収益分配可能額	E=C-D	0 円	収益分配金	F	0 円	次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	684,599,256 円	口数	H	1,636,196 口	1口当たり分配金	I=F/H	0 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期配当等収益額</td> <td>A</td> <td>2,396,521 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>B</td> <td>684,599,256 円</td> </tr> <tr> <td>配当等収益合計額</td> <td>C=A+B</td> <td>682,202,735 円</td> </tr> <tr> <td>経費</td> <td>D</td> <td>35,891,631 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配可能額</td> <td>E=C-D</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金</td> <td>F</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>次期繰越金(分配準備積立金)</td> <td>G=E-F</td> <td>718,094,366 円</td> </tr> <tr> <td>口数</td> <td>H</td> <td>1,636,196 口</td> </tr> <tr> <td>1口当たり分配金</td> <td>I=F/H</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			当期配当等収益額	A	2,396,521 円	分配準備積立金	B	684,599,256 円	配当等収益合計額	C=A+B	682,202,735 円	経費	D	35,891,631 円	収益分配可能額	E=C-D	0 円	収益分配金	F	0 円	次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	718,094,366 円	口数	H	1,636,196 口	1口当たり分配金	I=F/H	0 円
項目																																																													
当期配当等収益額	A	2,975,832 円																																																											
分配準備積立金	B	652,776,567 円																																																											
配当等収益合計額	C=A+B	649,800,735 円																																																											
経費	D	34,798,521 円																																																											
収益分配可能額	E=C-D	0 円																																																											
収益分配金	F	0 円																																																											
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	684,599,256 円																																																											
口数	H	1,636,196 口																																																											
1口当たり分配金	I=F/H	0 円																																																											
項目																																																													
当期配当等収益額	A	2,396,521 円																																																											
分配準備積立金	B	684,599,256 円																																																											
配当等収益合計額	C=A+B	682,202,735 円																																																											
経費	D	35,891,631 円																																																											
収益分配可能額	E=C-D	0 円																																																											
収益分配金	F	0 円																																																											
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	718,094,366 円																																																											
口数	H	1,636,196 口																																																											
1口当たり分配金	I=F/H	0 円																																																											
2. 追加情報 平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。																																																													

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第 9 期 自 平成 27 年 7 月 9 日 至 平成 28 年 7 月 8 日	第 10 期 自 平成 28 年 7 月 9 日 至 平成 29 年 7 月 8 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金価格の変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第 9 期 平成 28 年 7 月 8 日現在	第 10 期 平成 29 年 7 月 8 日現在
<p>1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 . 時価の算定方法 社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 . 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 9 期 自 平成 27 年 7 月 9 日 至 平成 28 年 7 月 8 日	第 10 期 自 平成 28 年 7 月 9 日 至 平成 29 年 7 月 8 日
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p>	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 9 期 自 平成 27 年 7 月 9 日 至 平成 28 年 7 月 8 日	第 10 期 自 平成 28 年 7 月 9 日 至 平成 29 年 7 月 8 日

期首元本額	4,169,027,408 円	期首元本額	4,169,027,408 円
期中追加設定元本額	0 円	期中追加設定元本額	0 円
期中一部交換元本額	0 円	期中一部交換元本額	0 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第9期 自平成27年7月9日 至平成28年7月8日	第10期 自平成28年7月9日 至平成29年7月8日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
社債券	116,660,000	55,601,000
合計	116,660,000	55,601,000

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成29年7月8日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成29年7月8日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	日本円	G) UBS AG LONDON BRANCH	6,110,000,000	6,069,674,000	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 99.3%	6,110,000,000	6,069,674,000 100.0%	
合計				6,069,674,000	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成29年7月31日現在

資産総額	6,186,578,023円
負債総額	2,382,144円
純資産総額(-)	6,184,195,879円
発行済口数	1,636,196口
1口当たり純資産額(/)	3,780円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 信託終了時の交換等

委託者は、ファンドが信託終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の8営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。委託者は、信託終了日の7営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権を失効したのものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。なお、一定口数に満たない振替受益権または受益証券（取引所売買単位未満の振替受益権または受益証券を含みます。）等については、信託終了日の基準価額をもとに販売会社はその受益権を買取を原則とします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換有価証券の交付および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成29年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

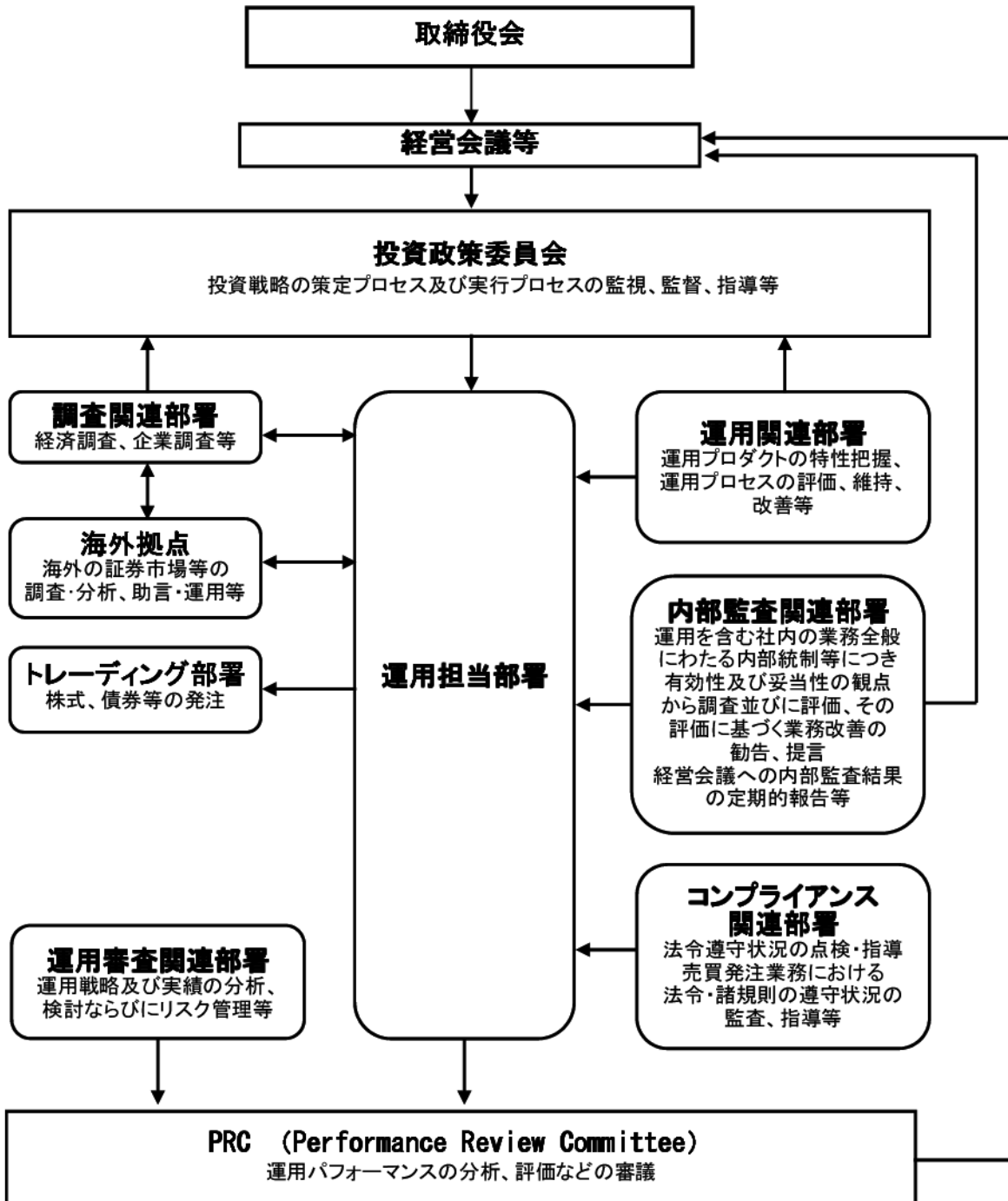
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成 29 年 7 月 31 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	958	22,444,475
単位型株式投資信託	84	432,978
追加型公社債投資信託	14	5,728,817
単位型公社債投資信託	356	1,955,696
合計	1,412	30,561,966

3【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
- 2．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3．委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部俊夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によ

って行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)		当事業年度 (平成 29 年 3 月 31 日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			208		127
金銭の信託			55,341		52,247
有価証券			24,100		15,700
前払金			34		33
前払費用			2		2
未収入金			511		495
未収委託者報酬			14,131		16,287
未収運用受託報酬			7,309		7,481
繰延税金資産			2,028		1,661
その他			56		42
貸倒引当金			10		11
流動資産計			103,715		94,066
固定資産					
有形固定資産			1,176		1,001
建物	2	403		377	
器具備品	2	773		624	
無形固定資産			7,681		7,185
ソフトウェア		7,680		7,184	
その他		0		0	
投資その他の資産			23,225		13,165
投資有価証券		9,216		1,233	
関係会社株式		10,958		8,124	
長期差入保証金		45		44	
長期前払費用		49		37	
前払年金費用		2,777		2,594	
繰延税金資産		-		960	
その他		176		170	
固定資産計			32,083		21,353
資産合計			135,799		115,419

		前事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)		当事業年度 (平成 29 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			118		98
未払金	1		11,855		10,401
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		31		31	
未払手数料		4,537		5,242	
その他未払金		7,284		5,126	
未払費用	1		8,872		9,461
未払法人税等			1,838		714
前受収益			45		39
賞与引当金			4,809		4,339
流動負債計			27,538		25,055
固定負債					
退職給付引当金			2,708		2,947
時効後支払損引当金			526		538
繰延税金負債			68		-
固定負債計			3,303		3,485
負債合計			30,842		28,540
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			99,606		86,837
資本剰余金			17,180		17,180
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			13,729		13,729
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		68,011		55,242	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		43,405		30,635	
評価・換算差額等			5,349		41
その他有価証券評価差額金			5,349		41
純資産合計			104,956		86,878
負債・純資産合計			135,799		115,419

(2)【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			104,445		96,594
運用受託報酬			31,351		28,466
その他営業収益			219		266
営業収益計			136,016		125,327
営業費用					
支払手数料			46,531		39,785
広告宣伝費			1,008		1,011
公告費			0		0
調査費			28,068		26,758
調査費		4,900		5,095	
委託調査費		23,167		21,662	
委託計算費			1,148		1,290
営業雑経費			3,905		4,408
通信費		185		162	
印刷費		969		940	
協会費		78		76	
諸経費		2,672		3,228	
営業費用計			80,662		73,254
一般管理費					
給料			11,835		11,269
役員報酬	2	367		301	
給料・手当		6,928		6,923	
賞与		4,539		4,044	
交際費			124		126
旅費交通費			488		469
租税公課			695		898
不動産賃借料			1,230		1,222
退職給付費用			1,063		1,223
固定資産減価償却費			2,589		2,730
諸経費			7,801		8,118
一般管理費計			25,827		26,059
営業利益			29,526		26,012

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	7,323		7,397	
受取利息		4		0	
金銭の信託運用益		-		684	
為替差益		281		-	
その他		382		379	
営業外収益計			7,991		8,461
営業外費用					
支払利息		-		17	
金銭の信託運用損		1,196		-	
時効後支払損引当金繰入額		72		16	
為替差損		-		33	
その他		52		9	
営業外費用計			1,321		77
經常利益			36,196		34,397
特別利益					
投資有価証券等売却益		50		26	
関係会社清算益		-		41	
株式報酬受入益		96		59	
特別利益計			146		126
特別損失					
投資有価証券売却損		95		-	
投資有価証券等評価損		-		6	
固定資産除却損	3	60		9	
特別損失計			156		15
税引前当期純利益			36,186		34,507
法人税、住民税及び事業税			9,806		7,147
法人税等調整額			744		1,722
当期純利益			25,635		25,637

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	17,180	11,729	-	11,729	685	24,606	35,890	61,182	90,092
当期変動額									
剰余金の配当							19,933	19,933	19,933
当期純利益							25,635	25,635	25,635
合併による増加			2,000	2,000			144	144	2,144
吸収分割による増加							1,668	1,668	1,668
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	2,000	2,000	-	-	7,514	7,514	9,514
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,893	6,893	96,985
当期変動額			
剰余金の配当			19,933
当期純利益			25,635
合併による増加			2,144
吸収分割による増加			1,668
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,543	1,543	1,543
当期変動額合計	1,543	1,543	7,971
当期末残高	5,349	5,349	104,956

当事業年度(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606
当期変動額									
剰余金の配当							38,407	38,407	38,407
当期純利益							25,637	25,637	25,637
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	12,769	12,769	12,769
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,349	5,349	104,956
当期変動額			
剰余金の配当			38,407
当期純利益			25,637
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5,308	5,308	5,308
当期変動額合計	5,308	5,308	18,078
当期末残高	41	41	86,878

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定していません。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p>								
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>								
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="671 772 981 907"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
<p>4. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>								
<p>5. 消費税等の会計処理方法</p>	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控</p>								

6. 連結納税制度の適用	除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理していません。 連結納税制度を適用しております。
--------------	---

[会計方針の変更]

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号平成 28 年 6 月 17 日)を当会計期間に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (平成 28 年 3 月 31 日)	当事業年度末 (平成 29 年 3 月 31 日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。
未払金 5,894 百万円	未払金 4,438 百万円
未払費用 1,151	未払費用 938
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 641 百万円	建物 681 百万円
器具備品 3,132	器具備品 3,331
合計 3,774	合計 4,013

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。
受取配当金 7,081 百万円	受取配当金 5,252 百万円
支払利息 -	支払利息 17
2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	2. 役員報酬の範囲額 (同左)
3. 固定資産除却損	3. 固定資産除却損
建物 1 百万円	建物 -百万円
器具備品 4	器具備品 0
ソフトウェア 54	ソフトウェア 9
合計 60	合計 9

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	-	-	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	19,933 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	3,870 円
基準日	平成 27 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	34,973 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	6,790 円
基準日	平成 28 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 28 年 6 月 24 日

当事業年度(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	-	-	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 34,973 百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 6,790 円

基準日 平成 28 年 3 月 31 日

効力発生日 平成 28 年 6 月 24 日

配当財産が金銭以外である場合における当該財産の総額

平成 28 年 10 月 27 日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 株式会社野村総合研究所の株式

配当財産の帳簿価額 3,064 百万円

1 株当たり配当額 594 円 87 銭

効力発生日 平成 28 年 10 月 27 日

配当財産の種類 株式会社ジャフコの株式

配当財産の帳簿価額 282 百万円

1 株当たり配当額 54 円 93 銭

効力発生日 平成 28 年 10 月 27 日

配当財産の種類 朝日火災海上保険株式会社の株式

配当財産の帳簿価額 87 百万円

1 株当たり配当額 16 円 89 銭

効力発生日 平成 28 年 10 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 25,598 百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 4,970 円

基準日 平成 29 年 3 月 31 日

効力発生日 平成 29 年 6 月 23 日

金融商品関係

前事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	208	208	-
(2)金銭の信託	55,341	55,341	-
(3)未収委託者報酬	14,131	14,131	-
(4)未収運用受託報酬	7,309	7,309	-
(5)有価証券及び投資有価証券	32,071	32,071	-
その他有価証券	32,071	32,071	-
(6)関係会社株式	3,064	180,880	177,816
資産計	112,127	289,944	177,816
(7)未払金	11,855	11,855	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	4,537	4,537	-
その他未払金	7,284	7,284	-
(8)未払費用	8,872	8,872	-
(9)未払法人税等	1,838	1,838	-
負債計	22,566	22,566	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券 1,245 百万円、関係会社株式 7,894 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注 3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	208	-	-	-
金銭の信託	55,341	-	-	-
未収委託者報酬	14,131	-	-	-
未収運用受託報酬	7,309	-	-	-
有価証券	24,100	-	-	-
合計	101,091	-	-	-

当事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	127	127	-
(2)金銭の信託	52,247	52,247	-
(3)未収委託者報酬	16,287	16,287	-
(4)未収運用受託報酬	7,481	7,481	-
(5)有価証券及び投資有価証券	15,700	15,700	-
その他有価証券	15,700	15,700	-
資産計	91,843	91,843	-
(6)未払金	10,401	10,401	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	5,242	5,242	-
その他未払金	5,126	5,126	-
(7)未払費用	9,461	9,461	-
(8)未払法人税等	714	714	-
負債計	20,578	20,578	-

注 1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券 1,233 百万円、関係会社株式 8,124 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注 3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	127	-	-	-
金銭の信託	52,247	-	-	-
未収委託者報酬	16,287	-	-	-
未収運用受託報酬	7,481	-	-	-
有価証券	15,700	-	-	-
合計	91,843	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

1．売買目的有価証券(平成 28 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(平成 28 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(平成 28 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	180,880	177,816
合計	3,064	180,880	177,816

4．その他有価証券(平成 28 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	7,971	282	7,688
小計	7,971	282	7,688
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	24,100	24,100	-
小計	24,100	24,100	-
合計	32,071	24,382	7,688

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	135	-	95
合計	135	-	95

当事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1．売買目的有価証券(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(平成29年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの 譲渡性預金	15,700	15,700	-
小計	15,700	15,700	-
合計	15,700	15,700	-

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	17,218 百万円
勤務費用	811
利息費用	181
数理計算上の差異の発生額	1,150
退職給付の支払額	654
その他	13
退職給付債務の期末残高	18,692

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,117 百万円
期待運用収益	402
数理計算上の差異の発生額	711
事業主からの拠出額	511
退職給付の支払額	555
年金資産の期末残高	15,764

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	15,775 百万円
年金資産	15,764
	11
非積立型制度の退職給付債務	2,917
未積立退職給付債務	2,928
未認識数理計算上の差異	3,409
未認識過去勤務費用	411
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	69
退職給付引当金	2,708
前払年金費用	2,777
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	69

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	811 百万円
利息費用	181
期待運用収益	402
数理計算上の差異の費用処理額	314
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	863

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	43%
株式	43%
生保一般勘定	13%
その他	1%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、191 百万円でした。

当事業年度(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	18,692 百万円
勤務費用	889
利息費用	125
数理計算上の差異の発生額	464
退職給付の支払額	634
その他	8
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>19,546</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	15,764 百万円
期待運用収益	394
数理計算上の差異の発生額	468
事業主からの拠出額	507
退職給付の支払額	562
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>16,572</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,578 百万円
年金資産	16,572
	5
非積立型制度の退職給付債務	2,967
未積立退職給付債務	2,973
未認識数理計算上の差異	2,992
未認識過去勤務費用	371
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>352</u>
退職給付引当金	2,947
前払年金費用	2,594
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>352</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	889 百万円
利息費用	125
期待運用収益	394
数理計算上の差異の費用処理額	412
過去勤務費用の費用処理額	40
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>993</u>

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	49%
株式	39%
生保一般勘定	12%
その他	0%
<u>合計</u>	<u>100%</u>

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成 28 年 3 月 31 日)	当事業年度末 (平成 29 年 3 月 31 日)																																																																																				
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,490</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">839</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td> <td style="text-align: right;">460</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">1,676</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価減</td> <td style="text-align: right;">240</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">177</td> </tr> <tr> <td>時効後支払損引当金</td> <td style="text-align: right;">163</td> </tr> <tr> <td>子会社株式売却損</td> <td style="text-align: right;">148</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">350</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式譲渡益</td> <td style="text-align: right;">120</td> </tr> <tr> <td>未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">89</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">251</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,678</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">1,453</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,224</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">2,403</td> </tr> <tr> <td>前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">861</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,264</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,959</td> </tr> </table>	繰延税金資産	百万円	賞与引当金	1,490	退職給付引当金	839	投資有価証券評価減	460	関係会社株式評価減	1,676	ゴルフ会員権評価減	240	減価償却超過額	177	時効後支払損引当金	163	子会社株式売却損	148	未払事業税	350	関係会社株式譲渡益	120	未払社会保険料	89	その他	251	繰延税金資産小計	6,678	評価性引当額	1,453	繰延税金資産合計	5,224	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	2,403	前払年金費用	861	繰延税金負債合計	3,264	繰延税金資産の純額	1,959	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,345</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">913</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td> <td style="text-align: right;">417</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">247</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価減</td> <td style="text-align: right;">212</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">171</td> </tr> <tr> <td>時効後支払損引当金</td> <td style="text-align: right;">166</td> </tr> <tr> <td>子会社株式売却損</td> <td style="text-align: right;">148</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">110</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式譲渡益</td> <td style="text-align: right;">88</td> </tr> <tr> <td>未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">85</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">274</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,183</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">739</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,444</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">18</td> </tr> <tr> <td>前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">804</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">822</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">2,621</td> </tr> </table>	繰延税金資産	百万円	賞与引当金	1,345	退職給付引当金	913	投資有価証券評価減	417	関係会社株式評価減	247	ゴルフ会員権評価減	212	減価償却超過額	171	時効後支払損引当金	166	子会社株式売却損	148	未払事業税	110	関係会社株式譲渡益	88	未払社会保険料	85	その他	274	繰延税金資産小計	4,183	評価性引当額	739	繰延税金資産合計	3,444	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	18	前払年金費用	804	繰延税金負債合計	822	繰延税金資産の純額	2,621
繰延税金資産	百万円																																																																																				
賞与引当金	1,490																																																																																				
退職給付引当金	839																																																																																				
投資有価証券評価減	460																																																																																				
関係会社株式評価減	1,676																																																																																				
ゴルフ会員権評価減	240																																																																																				
減価償却超過額	177																																																																																				
時効後支払損引当金	163																																																																																				
子会社株式売却損	148																																																																																				
未払事業税	350																																																																																				
関係会社株式譲渡益	120																																																																																				
未払社会保険料	89																																																																																				
その他	251																																																																																				
繰延税金資産小計	6,678																																																																																				
評価性引当額	1,453																																																																																				
繰延税金資産合計	5,224																																																																																				
繰延税金負債																																																																																					
その他有価証券評価差額金	2,403																																																																																				
前払年金費用	861																																																																																				
繰延税金負債合計	3,264																																																																																				
繰延税金資産の純額	1,959																																																																																				
繰延税金資産	百万円																																																																																				
賞与引当金	1,345																																																																																				
退職給付引当金	913																																																																																				
投資有価証券評価減	417																																																																																				
関係会社株式評価減	247																																																																																				
ゴルフ会員権評価減	212																																																																																				
減価償却超過額	171																																																																																				
時効後支払損引当金	166																																																																																				
子会社株式売却損	148																																																																																				
未払事業税	110																																																																																				
関係会社株式譲渡益	88																																																																																				
未払社会保険料	85																																																																																				
その他	274																																																																																				
繰延税金資産小計	4,183																																																																																				
評価性引当額	739																																																																																				
繰延税金資産合計	3,444																																																																																				
繰延税金負債																																																																																					
その他有価証券評価差額金	18																																																																																				
前払年金費用	804																																																																																				
繰延税金負債合計	822																																																																																				
繰延税金資産の純額	2,621																																																																																				
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">33.0%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">6.2%</td> </tr> <tr> <td>タックスヘイブン税制</td> <td style="text-align: right;">0.8%</td> </tr> <tr> <td>外国税額控除</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td>外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税</td> <td style="text-align: right;">0.7%</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">0.4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.4%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">29.1%</td> </tr> </table>	法定実効税率	33.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.2%	タックスヘイブン税制	0.8%	外国税額控除	0.2%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.4%	その他	0.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">31.0%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.1%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">6.2%</td> </tr> <tr> <td>タックスヘイブン税制</td> <td style="text-align: right;">0.7%</td> </tr> <tr> <td>外国税額控除</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td>外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税</td> <td style="text-align: right;">0.5%</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">25.7%</td> </tr> </table>	法定実効税率	31.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.2%	タックスヘイブン税制	0.7%	外国税額控除	0.2%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	その他	0.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.7%																																												
法定実効税率	33.0%																																																																																				
(調整)																																																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%																																																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.2%																																																																																				
タックスヘイブン税制	0.8%																																																																																				
外国税額控除	0.2%																																																																																				
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%																																																																																				
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.4%																																																																																				
その他	0.4%																																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%																																																																																				
法定実効税率	31.0%																																																																																				
(調整)																																																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%																																																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.2%																																																																																				
タックスヘイブン税制	0.7%																																																																																				
外国税額控除	0.2%																																																																																				
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%																																																																																				
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-																																																																																				
その他	0.2%																																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.7%																																																																																				
<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に成立し、平成 28 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32%から 31%となります。この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>																																																																																					

セグメント情報等

前事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有)直接 20.8%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*1)	5,058	未払費用	279

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	39,084	未払手数料	3,865
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*3)	2,412	未払費用	669

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*3) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨー

ク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
	(株)野村総合研究所
流動資産合計	239,155
固定資産合計	324,634
流動負債合計	122,933
固定負債合計	55,456
純資産合計	385,400
売上高	352,003
税引前当期純利益	56,508
当期純利益	40,179

当事業年度(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	24,500	短期借入金	-
							資金の返済	24,500		
							借入金利息の支払	17	未払費用	-

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	-	サービス・製品の購入	自社利用ソフトウェア開発の委託等(*2)	787	未払費用	-

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	33,019	未払手数料	4,486

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

なお、株式会社野村総合研究所は、平成 28 年 10 月 27 日より関連当事者に該当しないこととなったため、取引金額は関連当事者であった期間について、期末残高は関連当事者でなくなった時点について記載しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1 株当たり情報

前事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)	
1 株当たり純資産額	20,377 円 23 銭	1 株当たり純資産額	16,867 円 41 銭
1 株当たり当期純利益	4,977 円 07 銭	1 株当たり当期純利益	4,977 円 49 銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	25,635 百万円	損益計算書上の当期純利益	25,637 百万円
普通株式に係る当期純利益	25,635 百万円	普通株式に係る当期純利益	25,637 百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693 株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693 株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

追加型証券投資信託
金価格連動型上場投資信託
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、1g（1 グラム）当りの円表示の金価格として次項にしたがい算出する指標を対象指標（以下この約款において「対象指標」といいます。）とし、信託契約締結日の前々営業日と同日付の対象指標（小数点以下は切り上げます。）の 200 万倍の金額を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

前項の対象指標は、第 1 号のロンドンにおけるロンドン渡し金価格に第 2 号の円換算為替レートを乗じて得た額を第 3 号の質量の定義に基づいて 1g（1 グラム）当りの価格に換算して算出します。

1. 「ロンドンにおけるロンドン渡し金価格」とは、ICE ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（ICE Benchmark Administration Limited）が、LBMA 金価格午後（LBMA Gold Price PM）として公表する、1 トロイオンス当りの米ドル建ての金価格をいいます。

2. 「円換算為替レート」は、原則として、第 1 号の価格公表日と同日付の WM ロイター（WM/Reuters）が発表するロンドン時間午後 4 時のスポット・レートの仲値を用います。ただし、当該レートが発表されない場合、委託者が同等ないしは適切と判断する為替レートをを用いることができます。

3. 「質量の定義」は、計量単位令（平成 4 年 11 月 18 日政令第 357 号）に定める定義によるものとします（信託契約締結日現在、1 トロイオンス = 31.1035 グラムです。）。

(追加信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意の上、2 兆円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第 11 条、第 60 条第 1 項、第 61 条第 1 項、第 63 条第 2 項の規定によって信託を終了させることがあります。

(金融商品取引所への上場)

第5条 委託者は、この信託の受益権(平成20年1月4日前は受益証券をもって表示。以下この条において同じ。)について、別に定める金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。)に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとし、

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとし、

(用語の定義)

第6条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

1. 「純資産総額」とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。
2. 「資産総額」とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た金額の合計額をいいます。
3. 「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
4. 「配当等収益」とは、受取配当金、受取利息およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。
5. 「経費」とは、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)ならびにその他の費用の合計額をいいます。

(信託の計算期間)

第7条 この信託の計算期間は、毎年7月9日から翌年7月8日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成20年7月8日までとし、最終計算期間の終了日は第4条ただし書の規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

(損益の帰属)

第8条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(期中解約の取扱い)

第9条 受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第10条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(信託契約の終了)

第11条 委託者は、対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性または市場性が失われたとき、もしくは対象指標に継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、対象指標に代わる新たな対象となる指標を定めることができない場合、または、信託財産の一部を受益権と交換することにより、受益権の口数が別に定める口数を下ることとなった場合、もしくは、この信託契約を終了することが受

益者のため有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、第5条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。))をいいます。以下同じ。)は、平成19年8月10日以降、第13条の規定により分割される委託者が別に定める一定口数以上の受益権を、取得申込受付日の前営業日の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額に、100.6%の率を乗じて得た価額(以下本条において「販売基準価額」といいます。)とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。

1. 取得申込日当日または翌営業日が別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
2. 取得申込日当日が、「日本の営業日でない日かつ、別に定める海外の休日でない日」の前営業日となる場合の当該申込日
3. 信託財産が組み入れた対象指標に連動した投資成果を目的に発行された有価証券の償還や、信託財

産が組み入れる対象指標に連動した投資成果を目的に発行される有価証券の発行等による、信託財産における入れ替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの

4. 第7条に定める計算期間終了日の前々営業日および前営業日

5. 前各号のほか、委託者が、第27条第1号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを停止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

（受益権の分割）

第13条 委託者は、第2条の規定による受益権については200万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第38条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（当初の受益者）

第14条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、前条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第15条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第16条 この信託のすべての受益権は、平成20年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第 13 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 19 年 12 月 28 日現在の全ての受益権を受益者を代理して平成 20 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保管振替制度における参加者口座簿に記載または記載されていない受益証券および保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社または口座管理機関である金融商品取引所の会員に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 17 条 受託者は、第 38 条に規定する追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 18 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 19 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 20 条 <削除>

第 21 条 <削除>

第 22 条 <削除>

第 23 条 <削除>

(投資の対象とする資産の種類)

第 24 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ハ. 金銭債権(イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第 25 条 委託者は、信託金を、次の各号に掲げる有価証券のうち対象指標(対象指標の算出の基礎となる金価格で、当該対象指標と表示通貨を同一にすることで当該対象指標との連動性を有するものを含むものとします。第 27 条において「対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券」における「対象指標」において同じ。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 社債券

2. 外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)

4. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)

なお、第 1 号および第 2 号の証券または証書を以下「公社債」といい、第 3 号および第 4 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、第 27 条に規定する信託財産の運用の基本方針にしたがって前項に規定する有価証券に投資するまでの間、次の各号により運用を指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(信託法(平成 18 年法律第 108 号)に規定する受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。)に表示されるべきものを除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第 26 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第 37 条において同じ。)、第 37 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産

との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第29条および第31条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第27条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

1. この信託は、対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券のみに投資を行ない、対象指標に連動する投資成果を目指します。
2. 当初設定時および追加設定時には、設定後の信託財産が前号の基本方針に沿うよう、対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券を取得し、信託財産を組成します。
3. 次の場合には、第1号の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ア. 対象指標の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合

イ. 信託財産に属する有価証券の発行体の信用度が低下し、基準価額と対象指標の連動性が失われるおそれがある場合

ウ. 第50条第1項に規定する交換が行われた場合

エ. その他基準価額と対象指標の連動性を維持するために必要な場合

4. 株式への投資は行いません。
5. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
6. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
7. 投資を行なう公社債は、原則としてA格以上の格付けを有する信用度の高いものとします。(格付けのない場合には、委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。)
8. 公社債への投資にあたっては、複数の発行体が発行する公社債に投資するよう努めます。ただし、この信託の純資産総額が少ない場合等には、複数の発行体が発行する公社債へは投資しない場合があります。
9. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
10. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(収益分配方針)

第28条 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。

売買益が生じても、分配は行ないません。

(公社債の貸付の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとし

ます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 30 条 外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 31 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 32 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 33 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 34 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 35 条 委託者は、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

第 36 条 (削除)

(信託業務の委託等)

第 37 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（追加信託金）

第38条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に100.6%の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（追加信託金の計理処理）

第39条 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

（受益権と有価証券の交換の計理処理）

第40条 第50条に定める受益権と有価証券の交換にあつては、第51条第1項の交換必要口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を交換（解約）差金として処理します。

（有価証券の時価評価）

第41条 信託財産に属する有価証券（交換の実行に係る有価証券で、受益者に対し未交付または未振替のものを除く）の時価評価は、原則として、計算日における公表されている最終価格に基づき算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格により評価するものとします。

（受託者による資金立替え）

第42条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場に係る費用および対象指

標についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下、「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第7条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内で委託者が定める率を乗じて得た額
2. 第29条に規定する公社債の貸付を行なった場合は、その品貸料の50%以内の額

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（信託財産に関する報告）

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する計算書および報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する総計算書および報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（収益の分配方式）

第46条 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において経費を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

1. 有価証券売買益、追加信託差益金、交換（解約）差益金
2. 有価証券売買損、追加信託差損金、交換（解約）差損金

（名義登録と収益分配金の支払い）

第47条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、受託者は、当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。

受益者は、原則として前項に規定する登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（振替制度移行後は、口座管理機関であるものに限る。以下同じ。）を経由して行なうものと

します。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

第 1 項の規定による名義登録の手続きは、第 7 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 30 日間停止します。この場合、委託者は、予め公告を行なうものとします。ただし、社振法関係法令等に基づき振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権（平成 20 年 1 月 4 日前は、株券等の保管および振替に関する法律関係法令等に基づき、保管振替機関に預託した受益証券）の名義登録の手続きは別に定めるところによるものとし、この信託の受益権の全てが振替受益権である場合には、原則として上記の公告を行ないません。

この信託契約締結当初および平成 20 年 1 月 4 日前の追加信託時の受益者については、第 1 項に規定する登録を行なったうえで受益証券を交付し、平成 20 年 1 月 4 日以降の追加信託時の受益者については、第 1 項に規定する登録を行なったうえで振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとします。

第 1 項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第 2 項に規定する会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

（収益分配金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第 48 条 受託者は、支払開始日から 5 年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金の時効）

第 49 条 受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

（交換請求）

第 50 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成 20 年 1 月 7 日以降、委託者に対し、委託者が交換請求受付日の前営業日（以下「交換申込日」といいます。）の別に定める時限までに、一定口数以上の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受け付けを行なうことができます。

1. 交換申込日当日から起算して 8 営業日目までの期間（日本の営業日でない日を除きます。）に、別に定める海外の休日と同日付となる日がある場合の当該申込日
2. 交換申込日当日から起算して 8 営業日目までの期間（日本の営業日でない日を除きます。）に、信

託財産が組み入れた対象指標に連動する投資成果を目的に発行された有価証券の決済機関の非営業日と同日付となる日がある場合の当該申込日

3. 信託財産が組み入れた対象指標に連動する投資成果を目的に発行された有価証券の償還や、信託財産が組み入れる対象指標に連動する投資成果を目的に発行される有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの

4. 交換申込日の翌営業日の翌日から、当該交換申込日当日から起算して8営業日目の前日までの期間に、第7条に定める計算期間終了日がある場合の当該申込日

5. 前各号のほか、委託者が、第27条第1号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

第1項に定める一定口数は、信託財産に属する有価証券について、当該信託財産に対する持分に相当するものが、当該有価証券の信託財産における構成比に相当する比率で当該各有価証券の最小売買単位以上の数をもって交換するために必要な口数を基礎として、委託者が別に定めるもの（以下「最小交換口数」といいます。）とします。

受益者が、第1項の交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。当該抹消に係る手続きおよび第51条第3項に掲げる交換有価証券に係る交付または振替が行なわれた後に、振替機関は、第51条第2項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい第1項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受託者は、第51条第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第52条第1項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したのものとして取り扱います。

受益者が交換によって取得できる有価証券の数は、交換の請求を委託者が受付けた日の基準価額（交換申込日の翌営業日の基準価額）に基づいて計算された数とし、各有価証券の売買単位の整数倍とします。

販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

第2項の規定により、交換請求の受け付けを停止したときは、受益者は、当該受け付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受け付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受け付けたものとして、第7項および第8項の規定に準じて計算されたものとします。

（交換の指図等）

第51条 委託者は、受益者が最小交換口数以上の振替受益権を委託者に提示して前条第1項の請求を行ない、その請求を受け付けた場合には、受益者から提示された口数の受益権から受益者が取得できる各有価証券の数を計算し、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切上げます。以下「交換必要口数」といいます。）を確定します。

委託者は、受託者に対し、交換必要口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち売買単位の

整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。

受託者は、委託者の指図に従い、前条第 4 項の販売会社に対し、交換請求受付日から起算して 7 営業日目から信託財産に属する交換有価証券の交付または振替を行ないます。ただし、受託者が、交換請求受付日から起算して 6 営業日目までに前条第 5 項に掲げる手続きが行なわれたことを確認できなかった場合には、信託財産に属する交換有価証券の交付または振替を行なうことを中止し、当該手続きが行なわれたことの確認後、当該交換有価証券の交付または振替を行ないます。

販売会社は、前条の規定により受託者から交付または振替を受けた有価証券を、所定の手続きを経て受益者に速やかに交付または振替するものとします。

(交換受益権の取扱い)

第 52 条 委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したもものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 50 条および第 51 条による交換の請求の受け付けを停止することおよびすでに受け付けた交換の請求の受け付けを取り消すことができます。

前項の規定により交換請求の受け付けを停止したときは、第 50 条第 9 項の規定を準用します。

(受益証券の買取り)

第 53 条 販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第 2 号の場合の請求は、信託終了日の 3 営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
2. 第 5 条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき
前項の買取価額は、買取申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、前 2 項の規定により受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第 1 項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

前項により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとして、第 2 項および第 3 項の規定に準じて計算されたものとします。

(信託終了時の交換等)

第 54 条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の 8 営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

前項の交換は、販売会社の営業所において行なうものとします。

第 1 項により受益者が取得する各有価証券の数は、信託終了日の 8 営業日前の日の基準価額に基づいて計算された数とし、売買単位の整数倍とします。

販売会社は、受益者に第 1 項による交換を行なうとき、当該受益者から、第 1 項の規定により受益者が取得する各有価証券につき、個別時価総額（信託終了日における個別銘柄の公表されている最終価格に基づき算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格。）に交換する数（額面当たりの評価値の場合は、当該額面で調整した数とします。）を乗じて得た金額をいいます。）に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

委託者は、信託終了日の 7 営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権を失効したのものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

第 1 項および第 3 項の規定にかかわらず、次の各号の場合には、信託終了日の基準価額をもとに販売会社はその受益権を買取することを原則とします。

1. 第 1 項において、受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権または受益証券
2. 第 1 項における一定口数に満たない振替受益権または受益証券（取引所売買単位未満の振替受益権または受益証券を含みます。）

販売会社は、受益者に前項による買取りを行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

第 1 項の有価証券の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日（原則として信託終了日の前営業日）から、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して 7 営業日目から行ないます。

第 6 項の買取り代金の支払いは、信託終了日後 40 日以内の委託者の指定する日から販売会社の営業所において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において信託財産における交換の計上が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対する第 6 項の買取り代金の支払いは、信託終了日後 40 日以内の委託者の指定する日から販売会社の営業所において、受益証券と引換えに行ないます。

（委託者等への交付と支払いに関する受託者の免責）

第 55 条 受託者は、前条第 6 項の買取り代金について同条第 8 項に規定する支払開始日までに、委託者の指定する預金口座等に払い込みまたは委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により返還に係る金銭を委託者の指定する預金口座等に払い込んだまたは

委託者に交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(交換に係る時効)

第56条 受益者が、第54条第1項の交換について、交換開始日から10年間その交換の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款の変更)

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第59条 第11条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第11条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第11条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第60条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第61条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 58 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 62 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 63 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 58 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 64 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換有価証券の交付および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約に関する疑義)

第 65 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 平成 19 年 12 月 28 日現在の信託約款第 16 条(受益証券の発行および種類)から第 23 条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 19 年 8 月 2 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
受託者 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

1. 約款第 5 条第 1 項の別に定める金融商品取引所は次の通りとします。

東京証券取引所

2. 約款第 11 条第 1 項の別に定める口数は、「80 万口」とします。

3. 約款第 12 条第 1 項の別に定める一定口数は、「取得申込日の前営業日の基準価額に乗じて得た額が 8 億円以上となる 1 口単位かつ最小の口数」とします。

4. 約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。

5. 約款第 12 条第 2 項および第 50 条第 2 項の「別に定める海外の休日」は、次の条件のいずれかに該当する日をいいます。

・ロンドンの金市場の休日（半休日を含みます。）

・ロンドン、ニューヨークのいずれかの休日（銀行の通常の営業日以外の日）

6. 約款第 50 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。

7. 約款第 50 条第 3 項の別に定める最小交換口数は、「交換申込日の前営業日の基準価額に乗じて得た額が 8 億円以上となる 1 口単位かつ最小の口数」とします。

8. 信託約款第 47 条第 3 項の別に定める手続は、原則次の通りとします。

平成 20 年 1 月 4 日以降において、信託約款第 47 条第 3 項の受益権は、信託約款第 47 条第 2 項の会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。なお、平成 20 年 1 月 4 日前における受益証券は、信託約款第 47 条第 2 項の会員の顧客口座簿に預託口数が記載されたときに、保管振替機関に預託されたものとみなされるものとし、当該受益証券の受益者は、当該顧客口座簿に記載された預託口数に応じた受益証券の占有者とみなされるものとします。

信託約款第 47 条第 2 項の会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出るものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。

信託約款第 47 条第 2 項の会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記の受益者の振替機関の定める事項を（当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて）振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。